

入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第5条に基づき、公立大学法人福島県立医科大学が発注する注射薬自動払出システム賃貸借に関する契約に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

記

1 発注者（契約権者）

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 競争入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、物件の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札参加資格

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、所定の「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）に、次の書類等を添付して提出すること。

(1) 添付書類

ア 履歴事項全部証明書又は写し

※発行日から3か月以内のもの

イ 身分証明書又は写し

※発行日から3か月以内のもの

ウ 直近の年度の財務諸表（決算、事業あるいは営業報告書）又は所得税青色申告決算書

エ 納税証明書（消費税及び地方消費税）又は写し

※発行日から3か月以内のもの

オ 納税証明書（事業税、法人県民税及び自動車税）又は写し

※発行日から3か月以内のもの

カ 誓約書（様式4）

キ 役員等に関する調書（様式5）

- ク 消費税の会計処理に関する申告書（様式6）
 - ケ 入札保証金納付免除申請書（様式7）（免除対象者のみ）
 - コ 履行実績書（様式8）（免除対象者のみ）
 - サ 納入実績証明書（様式9）（免除対象者のみ）
 - シ 定形長3号封筒（82円切手貼付）（入札参加資格確認結果通知書郵送用封筒）
- (2) 提出期限 平成29年9月19日（火）午後5時00分
- (3) 提出場所 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学附属病院 医事課病院用度係

5 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成29年9月8日（金）から9月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 場所 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学附属病院 医事課病院用度係
電話：024-547-1032
- (3) 入札説明書の交付に関する事項
交付については、福島県立医科大学のホームページからダウンロードすることにより、交付手続きに代える。

6 入札に関する質問及び回答

- (1) 受付期間 平成29年9月8日（金）から9月14日（木）まで
- (2) 質問方法 入札仕様書等に関する質問書（様式10）によりファクシミリまたは電子メールで行うものとする。
FAX 番号：024-547-1997
メールアドレス：m-hsgw@fmu.ac.jp
- (3) 回答
回答は平成29年9月21日（木）までに、4により入札参加資格を認められた者全員にファクシミリまたは電子メールで行う。

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年9月28日（木） 午前10時30分
- (2) 場所 福島県立医科大学 1号館1階 第1カンファランス室

8 入札に関する事項

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式2）に必要とする事項を記載のうえ、封書とし厳封のうえ封皮に商号及び氏名を記入し、「注射薬自動払出システム賃貸借一式入札書在

中」と朱書きし、指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 委任状(様式3) 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

(4) その他

入札保証金を納入するものは、入札当日に納入すること。

9 入札保証金

(1) 入札保証金は、入札参加者の入札金額に100分の108を乗じて得た金額の100分の3以上の額とする。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人福島県立医科大学契約細則第8条第3項各号に規定する有価証券を提供することができる。

(3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第9条に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の方法等

(1) 開札は、上記7で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(3) 開札の結果、予定価格に達しない場合は、直ちにその場所において再度入札に付することが出来るものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

1 1 入札参加者に要求される事項

入札参加者は開札日の前日までにおいて、発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

1 2 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札場所には、入札参加者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札開始時刻後においては、入札参加者又はその代理人は、入札場所に入場することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (7) 入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益をえるために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 3 入札の取り止め等

入札参加者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

1 4 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書

- (2) 物件名及び入札金額のないもの
- (3) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 調達件名に重大な誤りがあるもの
- (6) 入札金額の記載が不明確のもの
- (7) 入札金額の記載を訂正したもの
- (8) 公告等及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

1 5 落札者の決定方法

- (1) 規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札参加者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合は、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第31条第6項の規定により直ちに随意契約に移行する。

1 6 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知するので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

1 7 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 契約保証金は、契約の締結と同時又は直前までに納めるものとする。
- (3) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(4) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書きに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

1.8 契約書の作成

(1) 契約書は、リース契約書（以下「契約書」という。）とし、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内（落札者が遠隔地である等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書を提出すること。

(2) 契約書の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が上記に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.9 契約条項

契約書及び公立大学法人福島県立医科大学契約細則による。

2.0 当該契約に関する事務を担当する窓口

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

福島県立医科大学附属病院 医事課病院用度係

電話：024-547-1032

電子メール：m-hsgw@fmu.ac.jp

別記1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）（抄）

（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6）前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（競争参加者の資格）

第4条 競争入札に参加する者に必要な資格は、福島県の規定を準用する。

（入札保証金）

第8条 競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の3以上の保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

福島県債証券	額面全額
国債証券	額面全額の10分の8
地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （1）競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- （2）第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第

9号に掲げる公庫等を含む。)、福島県(福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む)、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき
(契約保証金)

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の五以上(工事等の請負契約にあつては、百分の十以上)の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の10分の8 |
| (3) 地方債証券(福島県証券を除く。) | 額面全額の10分の8 |
| (4) 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の10分の8 |